

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (手数料を納付すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を納付すべき事項は、次条から第9条の4までに規定するもののほか、次の各号に定めるものとし、それぞれ当該申請をしようとする者は、当該各号に定める金額を納めなければならない。</p> <p>(1) 住民票の写し又は除票の写しの交付 1通につき300円(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下この条において「個人番号カード」という。)を利用して多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により住民票の写し等を発行する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)から交付を受ける場合にあつては、1通につき200円)</p> <p>(1)の2 略</p> <p>(2) 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付 1通につき300円(個人番号カードを利用して多機能端末機から交付を受ける場合にあつては、1通につき200円)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(4)の2 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付 1通につき450円(個人番号カードを利用して多機能端末機から交付を受ける場合にあつては、1通につき350円)</p> <p>(5)~(12) 略</p> <p>(13) 印鑑に関する証明書(次号に規定する印鑑に関する証明書を除く。)の交付 1通につき300円(個人番号カードを利用して多機能端末機から交付を受ける場合にあつては、1通につき200円)</p> <p>(13)の2~(15) 略</p>	<p>第1条 略 (手数料を納付すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を納付すべき事項は、次条から第9条の4までに規定するもののほか、次の各号に定めるものとし、それぞれ当該申請をしようとする者は、当該各号に定める金額を納めなければならない。</p> <p>(1) 住民票の写し又は除票の写しの交付 1通につき300円(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により住民票の写し等を発行する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。)から交付を受ける場合にあつては、1通につき200円)</p> <p>(1)の2 略</p> <p>(2) 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付 1通につき300円(多機能端末機から交付を受ける場合にあつては、1通につき200円)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(4)の2 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付 1通につき450円(多機能端末機から交付を受ける場合にあつては、1通につき350円)</p> <p>(5)~(12) 略</p> <p>(13) 印鑑に関する証明書(次号に規定する印鑑に関する証明書を除く。)の交付 1通につき300円(多機能端末機から交付を受ける場合にあつては、1通につき200円)</p> <p>(13)の2~(15) 略</p>

(15)の2 市民税・府民税の課税に関する証明書の交付 同一年度及び同一人に属するもの1件につき300円（個人番号カードを利用して多機能端末機から交付を受ける場合にあっては、同一年度及び同一人に属するもの1通につき200円）

(16)～(26) 略

第3条～第6条の2 略

（低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料）

第6条の3 略

略

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象の範囲であって法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「建築物の低炭素化誘導基準」という。）に基づく住宅部分の設計一次エネルギー消費量に当該住宅部分の共用部分に係る設計一次エネルギー消費量含まないもの（以下この条において「共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積）の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないものについては当該増加に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないものについては当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 略

(15)の2 市民税・府民税の課税に関する証明書の交付 同一年度及び同一人に属するもの1件につき300円（多機能端末機から交付を受ける場合にあっては、同一年度及び同一人に属するもの1通につき200円）

(16)～(26) 略

第3条～第6条の2 略

（低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料）

第6条の3 略

略

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る建築物の部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。

3 略

3 「モデル建物法」とは、建築物の低炭素化誘導基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。

4 略

2 略

略

備考

1 略

2 前項の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

3 略

略

備考

1 略

2 第1項の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

4 略

略

備考

1 略

2 第1項の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

5 略

6 略

略

備考

1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないものについては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。

2 第1項の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

7 略

略

備考 第1項の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

4 「モデル建物法」とは、法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。

5 略

2 略

略

備考

1 略

2 前項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

3 略

略

備考

1 略

2 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

4 略

略

備考

1 略

2 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

5 略

6 略

略

備考

1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。

2 第1項の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。

7 略

略

備考 第1項の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。

8 略

略

備考 第1項の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

9 略

第6条の4～第13条 略

8 略

略

備考 第1項の表の備考3から備考5までの規定は、この表についても適用する。

9 略

第6条の4～第13条 略